

熊谷市農業委員会  
第14回総会議事録

令和4年9月28日（水）  
熊谷市農業委員会

## 熊谷市農業委員会第14回総会議事録

### 1 開会・閉会の日時及び場所

- (1) 開会の日時 令和4年9月28日(水)午後1時30分
- (2) 閉会の日時 令和4年9月28日(水)午後3時00分
- (3) 場 所 めぬま農業研修センター 大会議室

### 2 会議を組織する委員の定数

- (1) 定員数 47名(農業委員19名 農地利用最適化推進委員28名)
- (2) 現在数 47名(農業委員19名 農地利用最適化推進委員28名)

### 3 出欠席の状況及びその氏名 下記のとおり

- (1) 出席数 41名
- (2) 欠席数 6名

#### 農業委員

議席	出欠	氏名	議席	出欠	氏名
1	出	木村 進	11	出	田中 輝久
2	欠	森田 豊	12	出	柿沼 憲雄
3	欠	塚田 修	13	出	笛木 清
4	出	大島 正	14	欠	栗原 一森
5	出	関口 久夫	15	出	大鷲 利夫
6	出	木部 富次	16	出	大野 隆一
7	出	金井 和夫	17	出	水野 明
8	出	神沼 孝治	18	出	腰塚菜穂子
9	出	権田 久男	19	出	上山 豊明
10	出	夏目 亮一			

農地利用最適化推進委員

議席	出欠	氏名	議席	出欠	氏名
1	出	中嶋 儀臣	15	出	関口 明男
2	出	西田 茂夫	16	出	滝田 法明
3	欠	根岸 勇	17	出	吉田 正己
4	出	伊藤 由行	18	出	岡田 藤寛
5	出	野邊 八雄	19	出	小崎 信明
6	出	福島 清一	20	出	戸森 貫一
7	出	石井 芳夫	21	出	長谷川 隼男
8	出	稲村 文男	22	出	坂本 三郎
9	出	菊地 修一郎	23	欠	田沼 寛央
10	出	漆原 秋夫	24	出	細田 文男
11	出	鯨井 章男	25	欠	森 一男
12	出	中島 正樹	26	出	中川 登美夫
13	出	奥野 進	27	出	林 和弥
14	出	小澤 好則	28	出	吉野 福司

## 4 議 事

### (1) 議 案

- 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について
- 議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について(一時転用)
- 議案第4号 農地法第5条の規定による許可後の計画変更申請について
- 議案第5号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画について
- 議案第6号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条の規定による農用地利用配分計画(案)に対する意見について
- 議案第7号 競売買受適格者の証明について(第3条)
- 議案第8号 令和5年度熊谷市農業施策に関する意見書(案)について

### (2) 報 告

- 報告事項(1) 農地法第3条の3第1項の規定による届出について
- 報告事項(2) 農地法第4条第1項第8号の規定による届出について
- 報告事項(3) 農地法第5条第1項第7号の規定による届出について
- 報告事項(4) 農地法第18条第6項の規定による通知について(合意解約)
- 報告事項(5) 農地改良の届出について
- 報告事項(6) 農地法施行規則第29条1項1号の届出について(2 a 未満の農業用施設)

5 招 集 者 熊谷市農業委員会会長 木部 富次

6 議事進行状況 別紙のとおり

事務局次長	<p>皆さん、こんにちは。定刻となりましたので、ただ今から熊谷市農業委員会第14回総会を開会いたします。</p> <p>それでは、はじめに、木部会長から御挨拶をいただきます。</p>
会長	<p>( 会長あいさつ )</p>
事務局次長	<p>ありがとうございました。</p> <p>以降の進行につきましては、熊谷市農業委員会総会会議規則第4条に、会長が議長となる旨、規定されておりますので、木部会長をお願いいたします。</p>
議長	<p>それでは、着座のまま会議を進めさせていただきますので、よろしくをお願いいたします。</p> <p>はじめに、本日の総会の委員の出席者数につきまして、事務局より報告をお願いします。</p>
事務局次長	<p>本日の出席は、農業委員は19名中16名であります。なお、農地利用最適化推進委員については28名中25名でございます。</p>
議長	<p>事務局より報告がありましたとおり、農業委員の過半数が出席しておりますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、本日の総会は成立しました。</p> <p>続きまして、議事録署名委員の選出及び書記の任命について、お諮りいたします。いかが取り計らいましょうか。</p> <p>( 議長一任の声あり )</p>
議長	<p>議長一任の声がありました。それでは、議事録署名委員については、5番、関口委員、11番、田中委員をお願いいたします。</p> <p>また、書記には事務局職員を指名いたします。</p> <p>それでは、議事に入ります。本日、審議いたします案件は、</p> <p>議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について</p> <p>議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について</p> <p>議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について(一時転用)</p> <p>議案第4号 農地法第5条の規定による許可後の計画変更申請について</p> <p>議案第5号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画について</p> <p>議案第6号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条の規定による農用地利用配分計画(案)に対する</p>

	<p style="text-align: center;">意見について</p> <p>議案第7号 競売買受適格者の証明について(第3条)  議案第8号 令和5年度熊谷市農業施策に関する意見書(案)について</p> <p>以上、8議案です。よろしくご審議願います。  各議案については概要説明とさせていただき、短時間での審議としたいと思いますので、御協力をお願いいたします。  それでは、はじめに議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請についてを上程し、事務局の概要説明を求めます。</p> <p><b>【事務局が、議案について概要を説明する。】</b>  申請件数につきましては全部で4件となっており、取引額、現地確認等は資料に記載してあるとおりです。  全案件とも譲受人が経営する、すべての農地は適正に管理されており、機械の保有状況、従事日数から、今後についても効率的に利用されていくものと思われます。  農地法第3条2項の各号については、全件、許可要件のすべてを満たしております。  以上、御審議のほど、よろしくをお願いいたします。</p>
事務局	
議長	<p>事務局の説明が終わりました。本案について、事前に事務局に提出されている質疑等ありますか。</p>
事務局	<p>特にございませぬ。</p>
議長	<p>それでは、本案について、質疑、意見等を求めます。質疑、意見等ございませぬか。</p>
夏目職務代理	<p>議案第1号、申請番号1の備考欄と議案書資料の取引額欄の文言に差異が見受けられますがどちらが正しいのでしょうか。</p>
事務局	<p>議案第1号、申請番号1の備考欄の文言を「売買」から「贈与」に修正願います。申し訳ありませんでした。</p>
議長	<p>他に、質疑、意見等ございませぬか。</p> <p style="text-align: center;">( なしの声 )</p>
議長	<p>特に、質疑、意見等もないようですので、これより採決いたします。  議案第1号、農地法3条の規定による許可申請について、本案を許可するに賛成の委員の挙手を求めます。</p>

議長	<p>( 挙手 全員 )</p> <p>挙手全員です。よって、本案については、原案のとおり許可すべきものと決しました。</p> <p>次に、議案第2号、農地法第5条の規定による許可申請についてを上程し、事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p><b>【事務局が、議案について概要を説明する。】</b></p> <p>議案第2号、農地法第5条の規定による許可申請については全7件、内訳は「自己用住宅」が6件、「資材置場及び駐車場」が1件です。事業の概要等は、議案書資料に記載のとおりです。</p> <p>以上、御審議の程、よろしく申し上げます。</p>
議長	<p>事務局の説明が終わりました。本案について、事前に事務局に提出されている質疑等ありますか。</p>
事務局	<p>特にございません。</p>
議長	<p>それでは、本案について、質疑、意見等を求めます。質疑、意見等ございませんか。</p>
議長	<p>( なしの声 )</p> <p>特に質疑、意見等もないようですので、これより採決いたします。</p> <p>議案第2号、農地法第5条の規定による許可申請について、本案を許可相当とするに賛成の委員の挙手を求めます。</p>
議長	<p>( 挙手 全員 )</p> <p>挙手全員です。よって、本案については、原案のとおり許可相当とすべきものと決しました。</p> <p>次に、議案第3号、農地法第5条の規定による許可申請について(一時転用)を上程し、事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p><b>【事務局が、議案について概要を説明する。】</b></p> <p>本議案の説明に先立ちまして1点議案書の訂正をお願いいたします。議案番号2の案件につきまして面積が1257.5平方メートルとありますが、1280平方メートルに訂正をお願いします。</p> <p>申請者側の面積計算に誤りがあったものです。</p> <p>それでは、議案第3号、農地法第5条の規定による許可申請</p>

議長	<p>について（一時転用）は全2件、内訳は「資材置場」1件、「資材置場及び駐車場」1件です。</p> <p>以上御審議の程、よろしく申し上げます。</p> <p>事務局の説明が終わりました。本案について、事前に事務局に提出されている質疑等ありますか。</p>
事務局	<p>特にございませぬ。</p>
議長	<p>それでは、本案について、質疑、意見等を求めます。質疑、意見等ございませぬか。</p> <p>（ なしの声 ）</p>
議長	<p>特に質疑、意見等もないようですので、これより採決いたします。</p> <p>議案第3号、農地法第5条の規定による許可申請について（一時転用）を許可相当とするに賛成の委員の挙手を求めます。</p> <p>（ 挙手 全員 ）</p>
議長	<p>挙手全員です。よって、本案については、原案のとおり許可相当とすべきものと決しました。</p> <p>次に、議案第4号、農地法第5条の規定による許可後の計画変更申請についてを上程し、事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p><b>【事務局が、議案について概要を説明する。】</b></p> <p>議案第4号農地法第5条の規定による許可後の計画申請については、砂利採取及び表土置場の1件です。</p> <p>こちらは当初1年間の一時転用許可が出されておりましたが、期間内での工事完了が困難となったため半年間の期間延長をするものです。なお、併せて埼玉県北部環境管理事務所へ砂利採取法の許可申請の期間延長の手続きをされていることを確認しております。</p> <p>以上御審議の程、よろしく申し上げます。</p>
議長	<p>事務局の説明が終わりました。本案について、事前に事務局に提出されている質疑等ありますか。</p>
事務局	<p>特にございませぬ。</p>



議長	<p>それでは、本案について、質疑、意見等を求めます。質疑、意見等ございませんか。</p> <p>(なしの声)</p>
議長	<p>特に質疑、意見等もないようですので、これより採決いたします。</p> <p>議案第4号、農地法第5条の規定による許可後の計画変更申請について本案を許可相当とするに賛成の委員の挙手を求めます。</p> <p>( 挙手 全員 )</p>
議長	<p>挙手全員です。よって、本案については、原案のとおり許可相当とすべきものと決しました。</p> <p>次に、議案第5号、農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画についてを上程し、事務局に説明を求めます。</p>
事務局	<p><b>【事務局が、議案について概要を説明する。】</b></p> <p>議案第5号、農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画について説明いたします。申請件数は128件、408筆、368,070.70平方メートルです。内訳につきましては、議案書資料の表のとおりです。</p> <p>今回の計画は農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと考えます。</p> <p>以上御審議の程、よろしく申し上げます。</p>
議長	<p>事前に提出されている質疑等ありますか。</p>
事務局	<p>特にごございません。</p>
議長	<p>本案について、議事参与の制限に係る案件がありますので、先に審議いたします。</p> <p>議案番号444については、借受人が、私、木部となっておりますので、議事参与制限により一時退席します。</p> <p>その間、議長を夏目職務代理に代わって頂き審議をお願いします。</p> <p>(木部会長 退席)</p> <p>(議長を夏目職務代理に代わる)</p>

夏目職務代理	<p>議案番号444について会長に代わりまして議事を進行させていただきます。</p> <p>それでは、議案番号444について、質疑、意見を求めます。質疑、意見等ございませんか。</p> <p>(なしの声)</p>
夏目職務代理	<p>特に質疑、意見等もないようですので、これより採決いたします。</p> <p>議案第5号における議案番号444について本案を承認するに賛成の委員の挙手を求めます。</p> <p>(挙手全員)</p>
夏目職務代理	<p>挙手全員です。よって本案については原案どおり承認すべきものと決しました。</p> <p>木部会長は入室をお願いします。ここで議長を木部会長に代わります。</p> <p>(木部会長 入室)</p>
議長	<p>続きまして、ただいま審議いたしました議事参与の制限に係る案件以外について、質疑、意見を求めます。質疑、意見等ございませんか。</p> <p>(なしの声)</p>
議長	<p>特に質疑、意見等もないようですのでこれより採決いたします。</p> <p>議案第5号における議事参与の制限に係る案件以外について、本案を承認するに賛成の委員の挙手を求めます。</p> <p>( 挙手 全員 )</p>
議長	<p>挙手全員です。よって、本案については、原案のとおり承認すべきものと決しました。</p> <p>次に、議案第6号、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条の規定による農用地利用配分計画(案)に対する意見についてを上程し、事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p><b>【事務局が、議案について概要を説明する。】</b></p> <p>今回の配分計画は、秦南部地区の案件について御審議頂きます。</p>

	<p>貸借内容については議案書及び議案書資料のとおりです。</p> <p>今回の農用地利用配分計画（案）で設定する366筆は農地の全てを効率的に利用し耕作等を行うこと、周辺の農地利用への影響がないこと、必要な農作業に常時従事することを考慮し作成しており、各要件を満たしていると考えます。</p> <p>以上御審議の程、よろしく申し上げます。</p>
議長	<p>事務局の説明が終わりました。本案について、事前に事務局に提出されている質疑等ありますか。</p>
事務局	<p>特にございません。</p>
議長	<p>それでは、本案について、質疑、意見等を求めます。質疑意見等ございませんか。</p> <p>(なしの声)</p>
議長	<p>特に質疑、意見等もないようですので、これより採決いたします。</p> <p>議案第6号、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条の規定による農用地利用配分計画（案）に対する意見について、原案のとおり承認するに賛成の委員の挙手を求めます。</p> <p>( 挙手 全員 )</p>
議長	<p>挙手全員です。よって、本案については、原案のとおり決定すべきものと決しました。</p> <p>次に、議案第7号、競売買受適格者の証明について（第3条）を上程し、事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>【事務局が、議案について概要を説明する。】</p> <p>議案第7号、競売買受適格者の証明については、全2件となっており、2件とも同じ申請人からの申請となっております。</p> <p>申請人は、〇〇〇と〇〇〇にそれぞれ農地を所有しておりますが、議案書資料添付にある別紙1及び別紙2の写真のとおりとなっております。</p> <p>以上御審議の程、よろしく申し上げます。</p>
議長	<p>事務局の説明が終わりました。本案について、事前に事務局に提出されている質疑等ありますか。</p>
事務局	<p>特にございません。</p>

議長	<p>本案につきましては本日の審議により買受人が適格を有する旨を証明することを妥当とし、買受適格者証明書を交付し、その証明に沿った買受が実施されたと認められる場合は、本議決をもって所有権の移転に関する3条許可の議決をなしたものとみなすことも併せて承認いただくこととなりますので、慎重審議をお願いいたします。</p> <p>なお、証明に沿った買受かどうかの判断は会長が行うこととされております。</p> <p>それでは、本案について、質疑、意見等を求めます。質疑意見等ございませんか。</p>
田中委員	<p>資料を見ますと該当の農地がだいぶ荒れているように見受けられますが、指導はしたのでしょうか。</p>
事務局	<p>今回、〇〇〇、〇〇〇内に農地を今回の申請人が所有していたのでそれぞれの市町村に調査をかけ、調査をかけた結果がお配りした資料となります。荒れている状況については全部の所有農地が適正に営農されているかどうかとなりますので今回特段荒れていることについて申請人に適正管理の指導はしておりません。</p>
田中委員	<p>分かりました。</p>
議長	<p>他に、質疑、意見等ございませんか。</p> <p>(暫時休憩の声あり)</p>
議長	<p>暫時休憩をいたします。</p> <p>(暫時休憩)</p>
議長	<p>それでは、休憩前に復し、会議を再開いたします。</p> <p>本案について、質疑、意見等を求めます。質疑意見等ございませんか。</p> <p>(なしの声)</p>
議長	<p>特に質疑、意見等もないようですので、これより採決いたします。</p> <p>議案第7号、競売買受適格者の証明について(第3条)を適格者として証明するに賛成の委員の挙手を求めます。</p> <p>( 挙手 なし )</p>

議長	<p>挙手なしです。よって、本案については適格者としての証明をしないことといたします。</p> <p>次に、議案第8号、令和5年度熊谷市農業施策に関する意見書（案）についてを上程し、事務局の説明を求めます。</p>
事務局次長	<p>議案第8号、令和5年度熊谷市農業施策に関する意見書（案）についてご説明いたします。</p> <p>議案書68頁をお開きください。農業委員会等に関する法律第38条に基づき関係行政機関、すなわち熊谷市に対して農地等の最適化推進のための具体的な意見を提出するものです。</p> <p>8月31日まで委員皆様にご意見を募り、それをもとに取りまとめたものでございます。</p> <p>遊休農地対策について、担い手の育成、支援について、農地の有効活用の推進についてという大きな3つの柱に関する意見と、本市農業をさらに元気にするためのその他の提案の4つから成り立っております。</p> <p>世界経済の不安定化から、農業資材等、全般の物価が上がり、それが高齢化による離農に拍車をかける可能性への支援、地域計画の策定や、3条農地取得の5反要件の撤廃など激変する国の農業施策に対する対策なども盛り込んだものとなっております。</p> <p>また、本日ご承認をいただいた意見書は、10月5日に市長室にて小林市長に会長及び会長職務代理から手渡すこととなっております。以上で説明を終わります。</p>
議長	<p>事務局の説明が終わりました。本案について、事前に事務局に提出されている質疑等ありますか。</p>
事務局	<p>特にございません。</p>
議長	<p>それでは、本案について、質疑、意見等を求めます。質疑意見等ございませんか。</p>
議長	<p>(なしの声)</p> <p>特に質疑、意見等もないようですので、これより採決いたします。</p> <p>議案第8号、令和5年度熊谷市農業施策に関する意見書（案）について、原案どおり承認するに賛成の委員の挙手を求めます。</p> <p>( 挙手 全員 )</p>
議長	<p>挙手全員です。よって、本案については、原案のとおり承認</p>

	<p>すべきものと決しました。</p> <p>以上で、全議案の審議が終了しました</p> <p>続きまして、報告事項につきましては、「熊谷市農業委員会事務専決規程」に基づき専決処分済み事項でありますので、ご了解をお願いいたします。</p> <p>以上で本日の議案、報告、すべて終了しましたので、議長の職を解かせていただきます。ありがとうございました。</p>
事務局次長	<p>木部会長、ありがとうございました。</p> <p>次に次第の6、その他に移らせていただきます。</p> <p>【農業振興課より「ストップコロナ認定農業者支援助成金について」、農業委員会事務局よりミニ研修「農地区分について」、「新規参入者に対する貸付可能農家の調査について」及び「女性農業委員登用について」を説明】</p>
事務局次長	<p>事務局からは以上ですが、皆様から何かありますでしょうか。</p> <p>(なしの声)</p>
事務局次長	<p>それでは最後に閉会を夏目会長職務代理にお願いいたします。</p> <p>(閉会のあいさつ)</p>
事務局次長	<p>ありがとうございました。</p>

農業委員会事務局職員

局長  
次長兼農政係長  
主幹兼農地係長  
主任  
主任

浅見 和彦  
佐藤 雅史  
長谷川 幸弘  
樋口 祥平  
滝口 悠太

令和4年9月28日

熊谷市農業委員会

会 長 木 部 富 次 \_\_\_\_\_

署名委員 関 口 久 夫 \_\_\_\_\_

署名委員 田 中 輝 久 \_\_\_\_\_